

平成26年会社法改正に伴う有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	5
3. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	7
4. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	9
5. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	30
6. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	31
7. 上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	34

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から <u>a_r</u> までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a_o (略)</p> <p><u>a_p</u> 全部取得条項付種類株式（会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。以下同じ。）の全部の取得</p> <p><u>a_q</u> 株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。）に係る承認又は不承認</p> <p><u>a_r</u> a から前 <u>a_q</u> までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2) 次の a から x までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a～n (略)</p> <p><u>n の 2</u> 特別支配株主（会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。以下同じ。）（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第166条第4項に規定する公表がされ</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から <u>a_p</u> までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a_o (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>a_p</u> a から前 <u>a_o</u> までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2) 次の a から x までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a～n (略)</p> <p>(新設)</p>

たをいう。) ものに限る。) に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

○～x (略)

(単元株式数)

第427条の2 (略)

2 上場内国株券の発行者は、上場内国株券の単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）を行う場合には、単元株式数を100株とするものとする。

(上場内国会社の機関)

第437条 上場内国株券の発行者は、次の各号に掲げる機関を置くものとする。

(1) (略)

(2) 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等をいう。）

(3) (略)

2 (略)

(業務の適正を確保するために必要な体制整備)

第439条 上場内国会社は、当該上場内国会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他上場内国会社の業務並びに当該上場内国会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号、同法第399条の13第1項第1号ハ若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。）を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用するものとする。

2 (略)

○～x (略)

(単元株式数)

第427条の2 (略)

2 上場内国株券の発行者は、上場内国株券の単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議（委員会設置会社については、執行役の決定を含む。）を行う場合には、単元株式数を100株とするものとする。

(上場内国会社の機関)

第437条 上場内国株券の発行者は、次の各号に掲げる機関を置くものとする。

(1) (略)

(2) 監査役会又は委員会（会社法第2条第1号に規定する委員会をいう。）

(3) (略)

2 (略)

(業務の適正を確保するために必要な体制整備)

第439条 上場内国会社は、当該上場内国会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他内国会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。）を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用するものとする。

2 (略)

(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)	
第441条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。	(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項) 第441条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。
(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、第402条第1号a(第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、e、iからmまで、oからsまで、wからzまで又は <u>a_p</u> から <u>a_r</u> までに掲げる事項(支配株主その他施行規則で定める者が関連するものに限る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)	(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、第402条第1号a(第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、e、iからmまで、oからsまで、wからzまで又は <u>a_p</u> に掲げる事項(支配株主その他施行規則で定める者が関連するものに限る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
(上場内国会社の上場廃止基準)	
第601条 本則市場の上場内国株券等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。	(上場内国会社の上場廃止基準) 第601条 本則市場の上場内国株券等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。
(1)～(18) (略)	(1)～(18) (略)
<u>(18)の2 株式等売渡請求による取得</u> 特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合	(新設)
(19)・(20) (略)	(19)・(20) (略)
2 (略)	2 (略)
(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)	
第1213条 (略)	第1213条 (略)
2 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	2 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1) 投資証券	(1) 投資証券
上場不動産投資信託証券の発行者等は、次	上場不動産投資信託証券の発行者等は、次

の a から d までのいずれかに該当する場合
(施行規則で定める基準に該当するものの他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。) は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a ~ c (略)

d 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社に、次の (a) から (1) までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a) ~ (j) (略)

(k) 特別支配株主 (当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。) が当該投資法人の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定 (公表がされた (法第 166 条第 4 項に規定する公表がされたをいう。) ものに限る。) に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

(1) (a) から前 (k) までに掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) • (3) (略)

3 ~ 6 (略)

付 則

この改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

の a から d までのいずれかに該当する場合
(施行規則で定める基準に該当するものの他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。) は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a ~ c (略)

d 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社に、次の (a) から (k) までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a) ~ (j) (略)

(新設)

(k) (a) から前 (j) までに掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) • (3) (略)

3 ~ 6 (略)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第118条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>（1） 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から <u>a_t</u> までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a ~ a q (略)</p> <p><u>a_r</u> 全部取得条項付種類株式（会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の全部の取得</p> <p><u>a_s</u> 株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。）に係る承認又は不承認</p> <p><u>a_t</u> a から前 <u>a_s</u> までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>（2） 次の a から y までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a ~ n (略)</p> <p><u>n の 2</u> 特別支配株主（会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいい、当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。）</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第118条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>（1） 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から <u>a_r</u> までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a ~ a q (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>a_r</u> a から前 <u>a_q</u> までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>（2） 次の a から y までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a ~ n (略)</p> <p>(新設)</p>

ものに限る。) に係る株式等売渡請求
を行わないことを決定したこと。

o ~ y (略)

o ~ y (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引資格の取得申請) 第2条 (略) 2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2) 取引資格の取得申請に係る取締役会議事録の写し（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。） (3)～(7) (略) 3～5 (略)	(取引資格の取得申請) 第2条 (略) 2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2) 取引資格の取得申請に係る取締役会議事録の写し（委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。） (3)～(7) (略) 3～5 (略)
(合併等の承認申請) 第7条 (略) 2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2) 合併等に係る取締役会議事録の写し（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。） (3)～(7) (略)	(合併等の承認申請) 第7条 (略) 2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2) 合併等に係る取締役会議事録の写し（委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。） (3)～(7) (略)
(報告事項) 第11条 規程第18条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1)～(8)の3 (略) (9) 資本金の額の変更に関して取締役会決議（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）を行ったと	(報告事項) 第11条 規程第18条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1)～(8)の3 (略) (9) 資本金の額の変更に関して取締役会決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）を行ったとき（外国法人にあっては、資本金の額（持込資本金の額を含む。）

き（外国法人にあっては、資本金の額（持込資本金の額を含む。）の変更に関する決議又は決定を行ったとき。）。

（9）の2～（27）（略）

（取引資格の喪失申請）

第13条（略）

2 前項の取引資格喪失申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）取引資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。）

（2）～（6）（略）

3（略）

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

の変更に関する決議又は決定を行ったとき。）。

（9）の2～（27）（略）

（取引資格の喪失申請）

第13条（略）

2 前項の取引資格喪失申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）取引資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し（委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。）

（2）～（6）（略）

3（略）

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (削る)	2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 委員会 規程第437条第2号に規定する委員会をいう。</u> <u>(1)の2 (略)</u> (2)～(14)の2 (略)
<u>(14)の3 指名委員会等 規程第437条第1項第2号に規定する指名委員会等をいう。</u> (15)～(35) (略)	(新設) (15)～(35) (略)
3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (削る)	3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 委員会設置会社 会社法第2条第12号に規定する委員会設置会社をいう。</u> <u>(1)の2 (略)</u> (2)～(3)の2 (略)
<u>(3)の3 監査等委員会設置会社 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。</u> (4)～(11) (略)	(新設) (4)～(11) (略)
<u>(12) 自己株式消却決議 自己株式の消却に係る会社法第178条第2項若しくは優先出資法又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議 (監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。) をいう。</u>	(12) 自己株式消却決議 自己株式の消却に係る会社法第178条第2項若しくは優先出資法又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議 (委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。) をいう。
<u>(13) 自己株式処分等決議 自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議 (監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。) 若しくは会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会</u>	

2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議(会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあっては、吸收合併契約、吸收分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議(監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)を含む。)又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議をいう。

(13)の2 (略)

(13)の3 指名委員会等設置会社 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。

(14)～(28) (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第204条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(4) (略)

(5) 新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議、自己株式処分等決議又は自己株式消却決議を行った場合には、その議事録の写し(会社法第319条第1項又は同法第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。)

(6)～(26) (略)

(27) 新規上場申請者が指名委員会等設置会社であって、会社法第416条第4項に基づき執行役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面

(27)の2 新規上場申請者が監査等委員会

社法第795条第1項の規定による決議(会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあっては、吸收合併契約、吸收分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)を含む。)又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議をいう。

(13)の2 (略)

(新設)

(14)～(28) (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第204条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(4) (略)

(5) 新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議、自己株式処分等決議又は自己株式消却決議を行った場合には、その議事録の写し(会社法第319条第1項又は同法第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。)

(6)～(26) (略)

(27) 新規上場申請者が委員会設置会社である場合には、会社法第416条第4項に規定する取締役会の決議の内容を証する書面

(新設)

設置会社であって、会社法第399条の13

第5項に基づき取締役に委任している場合

には、取締役会の決議の内容を証する書面

(28)～(31) (略)

2～4 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第206条 規程第204条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 新規上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに取締役会又は株主総会（優先出資証券の上場を申請する場合にあっては、普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。以下この号において同じ。）を開催した場合（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合を含み、監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員会を開催した場合又は取締役の決定（日常業務等の決定を除く。以下この号において同じ。）があった場合を含み、指名委員会等設置会社にあっては、指名委員会等を開催した場合又は執行役の決定（日常業務等の決定を除く。以下この号において同じ。）があった場合を含む。） その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含

(28)～(31) (略)

2～4 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第206条 規程第204条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 新規上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに取締役会又は株主総会（優先出資証券の上場を申請する場合にあっては、普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。以下この号において同じ。）を開催した場合（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合を含み、委員会設置会社にあっては、委員会を開催した場合又は執行役の決定（日常業務等の決定を除く。以下この号において同じ。）があった場合を含む。） その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、新規上場申請者が外国会社である場合にあっては、外国株券等に関する事項について取締役会又は株主総会を開催した場合の決議通知書をいう。）。この場合において、取締役会又は株主総会の決議（委員会設置会社にあっては、委員会の決議又は執行役の決

み、新規上場申請者が外国会社である場合にあっては、外国株券等に関する事項について取締役会又は株主総会を開催した場合の決議通知書をいう。)。この場合において、取締役会又は株主総会の決議(監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員会の決議又は取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、指名委員会等の決議又は執行役の決定を含む。)に係る事項が第417条又は第418条に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、当該議事録の写しに、上場会社が第417条又は第418条の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(2)～(9)の2 (略)

(10) 上場希望日現在の株券等のうち新規上場申請日に発行されていないものがある場合 その発行決議(監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書の写し並びに払込完了を証明する書類(登記事項証明書等)

(上場承認時の提出書類)

第211条 (略)

2～3 (略)

4 規程第204条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第5号にあっては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。

(1)～(4) (略)

(5) 独立役員の確保の状況 (次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。)。

定を含む。)に係る事項が第417条又は第418条に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、当該議事録の写しに、上場会社が第417条又は第418条の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(2)～(9)の2 (略)

(10) 上場希望日現在の株券等のうち新規上場申請日に発行されていないものがある場合 その発行決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類(登記事項証明書等)

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第211条 (略)

2～3 (略)

4 規程第204条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第5号にあっては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。

(1)～(4) (略)

(5) 独立役員の確保の状況 (次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。)。

a 独立役員として指定する者が、次の（a）から（f）までのいずれかに該当する場合 その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由

（a）過去に当該会社の親会社の業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）であった者（業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役であった者を含む。）

（b）過去に当該会社の兄弟会社の業務執行者であった者

（c）過去に当該会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者又は当該会社の主要な取引先の業務執行者であった者

（d）当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者

（e）当該会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）

（f）次のイ又はロに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

イ （a）から前（e）までに掲げる者
ロ 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者を含む。）

b 独立役員として指定する者が、次の（a）

a 独立役員として指定する者が、次の（a）から（e）までのいずれかに該当する場合 その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由

（a）当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等（業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。）

（新設）

（b）当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

（c）当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）

（d）当該会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。以下同じ。）

（e）次のイ又はロに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

イ （a）から前（d）までに掲げる者
ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。）

b 独立役員として指定する者が、次の（a）

<p>から <u>(d)</u> までのいずれかに該当する場合 その旨及びその概要</p> <p>(a) 過去に当該会社又はその子会社の業務 執行者であった者（社外監査役を独立役 員として指定する場合にあっては、業務 執行者でない取締役であった者又は会計 参与であった者を含む。）</p> <p>(b) 当該会社の取引先又はその出身者（業 務執行者又は過去 10 年内のいずれか の時において業務執行者であった者を いう。以下同じ。）</p> <p>(c) 当該会社の出身者が他の会社の社外 役員である場合の当該他の会社の出身 者</p> <p>(d) 当該会社から寄付を受けている者（当 該寄付を受けている者が法人、組合等 の団体である場合は、出身者又はそれ に相当する者をいう。）</p> <p>(6) (略)</p> <p>（上場承認時の提出書類）</p> <p>第 226 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 規程第 211 条第 12 項第 1 号に規定する施行 規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事 項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第 5 号にあっては、新規上場申請者が内国株券の発行 者である場合に限る。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 独立役員の確保の状況（次の a 及び b に 掲げる場合に該当するときは、当該 a 及び b に掲 げる事項を含む。）。</p> <p>a 独立役員として指定する者が、次の (a) から <u>(f)</u> までのいずれかに該当する場合 その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員 として指定する理由</p>	<p>から <u>(c)</u> までのいずれかに該当する場合 その旨及びその概要</p> <p>(新設)</p> <p>(a) 当該会社の取引先又はその業務執行 者等</p> <p>(b) 当該会社の業務執行者等が他の会社 の社外役員である場合の当該他の会社 の業務執行者等</p> <p>(c) 当該会社から寄付を受けている者（当 該寄付を受けている者が法人、組合等 の団体である場合は、業務執行者等又 はそれに相当する者をいう。）</p> <p>(6) (略)</p> <p>（上場承認時の提出書類）</p> <p>第 226 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 規程第 211 条第 12 項第 1 号に規定する施行 規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事 項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第 5 号にあっては、新規上場申請者が内国株券の発行 者である場合に限る。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 独立役員の確保の状況（次の a 及び b に 掲げる場合に該当するときは、当該 a 及び b に掲 げる事項を含む。）。</p> <p>a 独立役員として指定する者が、次の (a) から <u>(e)</u> までのいずれかに該当する場合 その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員 として指定する理由</p>
--	--

(a) 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者（業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役であった者を含む。）

(b) 過去に当該会社の兄弟会社の業務執行者であった者

(c) 過去に当該会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者又は当該会社の主要な取引先の業務執行者であった者

(d) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者

(e) (略)

(f) 次のイ又はロに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

イ (a) から前 (e) までに掲げる者

ロ 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者を含む。）

b 独立役員として指定する者が、次の (a) から (d) までのいずれかに該当する場合その旨及びその概要

(a) 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者を含む。）

(b) 当該会社の取引先又はその出身者

(a) 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等

(新設)

(b) 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

(c) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）

(d) (略)

(e) 次のイ又はロに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

イ (a) から前 (d) までに掲げる者

ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。）

b 独立役員として指定する者が、次の (a) から (c) までのいずれかに該当する場合その旨及びその概要

(新設)

(a) 当該会社の取引先又はその業務執行者等

(c) 当該会社の出身者が他の会社の社外役員である場合の当該他の会社の出身者

(d) 当該会社から寄付を受けている者
(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、出身者又はそれに相当する者をいう。)

(6) (略)

(上場承認時の提出書類)

第229条の10 (略)

2~3 (略)

4 規程第216条の2第12項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第5号にあっては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。

(1)~(4) (略)

(5) 独立役員の確保の状況 (次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。)。

a 独立役員として指定する者が、次の(a)から(f)までのいずれかに該当する場合その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由

(a) 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者 (業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役であった者を含む。)

(b) 過去に当該会社の兄弟会社の業務執行者であった者

(c) 過去に当該会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者又は当該会社の主要な取引先の業務執行者であった者

(b) 当該会社の業務執行者等が他の会社の社外役員である場合の当該他の会社の業務執行者等

(c) 当該会社から寄付を受けている者
(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、業務執行者等又はそれに相当する者をいう。)

(6) (略)

(上場承認時の提出書類)

第229条の10 (略)

2~3 (略)

4 規程第216条の2第12項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第5号にあっては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。

(1)~(4) (略)

(5) 独立役員の確保の状況 (次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。)。

a 独立役員として指定する者が、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由

(a) 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等

(新設)

(b) 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

(d) 当該会社から役員報酬以外に多額の金
銭その他の財産を得ているコンサルタント、
会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の
団体であるものに限る。）に過去に所属して
いた者

(e) (略)

(f) 次のイ又はロに掲げる者（重要でない
者を除く。）の近親者

イ (a) から前(e) までに掲げる者
ロ 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者であった者（社外監査役を独立
役員として指定する場合にあっては、業務
執行者でない取締役であった者又は会
計参与であった者を含む。）

b 独立役員として指定する者が、次の（a）
から（d）までのいずれかに該当する場合 そ
の旨及びその概要

(a) 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者であった者（社外監査役を独立役
員として指定する場合にあっては、業務
執行者でない取締役であった者又は会計
参与であった者を含む。）

(b) 当該会社の取引先又はその出身者

(c) 当該会社の出身者が他の会社の社外
役員である場合の当該他の会社の出身者

(d) 当該会社から寄付を受けている者（当
該寄付を受けている者が法人、組合等
の団体である場合は、出身者又はそれ
に相当する者をいう。）

（6） (略)

（ストック・オプションとしての新株予約権の所

(c) 当該会社から役員報酬以外に多額の金
銭その他の財産を得ているコンサルタント、
会計専門家又は法律専門家（当該財産を得て
いる者が法人、組合等の団体である場合は、
当該団体に所属する者及び当該団体に過去
に所属していた者をいう。）

(d) (略)

(e) 次のイ又はロに掲げる者（重要でない
者を除く。）の近親者

イ (a) から前(d) までに掲げる者
ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定
する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役
であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。）

b 独立役員として指定する者が、次の（a）
から（c）までのいずれかに該当する場合 そ
の旨及びその概要

（新設）

(a) 当該会社の取引先又はその業務執行者等

(b) 当該会社の業務執行者等が他の会社
の社外役員である場合の当該他の会社の
業務執行者等

(c) 当該会社から寄付を受けている者（当
該寄付を受けている者が法人、組合等
の団体である場合は、業務執行者等又
はそれに相当する者をいう。）

（6） (略)

（ストック・オプションとしての新株予約権の所

有に関する規制)

第259条 新規上場申請者が、その役員又は従業員（新規上場申請者の子会社の役員又は従業員を含む。）であって、かつ、当取引所が適当と認めるもの（以下この条において「役員又は従業員等」という。）に報酬として割り当てた新株予約権（新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後に割り当てられたものに限る。）であって、新規上場申請者と割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により第1号に掲げる事項を内容とする確約を行っており、かつ、第2号に定める書面が当取引所に提出されている新株予約権（当該確約が行われている部分に限る。）を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等が、この項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合（確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっている新株予約権を譲渡した後、新規上場申請者が当該譲渡に係る新株予約権を速やかに適正な手続により失効させており、かつ、当該新株予約権の行使が行われていない場合を除く。）には、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

（1）（略）

（2）次のaからcまでに掲げる書面

a（略）

b 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当てに関する事項を記載した取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）の内容を証する書面

c（略）

2・3（略）

（ストック・オプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制）

第260条（略）

有に関する規制)

第259条 新規上場申請者が、その役員又は従業員（新規上場申請者の子会社の役員又は従業員を含む。）であって、かつ、当取引所が適当と認めるもの（以下この条において「役員又は従業員等」という。）に報酬として割り当てた新株予約権（新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後に割り当てられたものに限る。）であって、新規上場申請者と割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により第1号に掲げる事項を内容とする確約を行っており、かつ、第2号に定める書面が当取引所に提出されている新株予約権（当該確約が行われている部分に限る。）を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等が、この項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合（確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっている新株予約権を譲渡した後、新規上場申請者が当該譲渡に係る新株予約権を速やかに適正な手続により失効させており、かつ、当該新株予約権の行使が行われていない場合を除く。）には、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

（1）（略）

（2）次のaからcまでに掲げる書面

a（略）

b 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当てに関する事項を記載した取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）の内容を証する書面

c（略）

2・3（略）

（ストック・オプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制）

第260条（略）

2 (略)	2 (略)
3 前項第1号の場合には、同項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。 <p>(1) 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。次号において同じ。）の内容を証する書面</p> <p>(2) (略)</p>	3 前項第1号の場合には、同項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。 <p>(1) 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。次号において同じ。）の内容を証する書面</p> <p>(2) (略)</p>
4 (略)	4 (略)
(新規上場申請に係る提出書類)	(新規上場申請に係る提出書類)
第302条の2 (略)	第302条の2 (略)
2 規程第301条第3項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。 <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請を決議した取締役会の議事録の写し（会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。）</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	2 規程第301条第3項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。 <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請を決議した取締役会の議事録の写し（会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。）</p>
(指定替えの要件及び時期)	(指定替えの要件及び時期)
第311条 規程第311条第1項第1号に規定する株主数及び同項第2号に規定する流通株式の数の取扱い並びに市場第一部銘柄が同項第1号又は第2号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。 <p>(1) 株主数及び流通株式の数の取扱い <p>a～g (略)</p> <p>h 規程第311条第1項第1号に規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、株式分割（同</p> </p>	第311条 規程第311条第1項第1号に規定する株主数及び同項第2号に規定する流通株式の数の取扱い並びに市場第一部銘柄が同項第1号又は第2号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。 <p>(1) 株主数及び流通株式の数の取扱い <p>a～g (略)</p> <p>h 規程第311条第1項第1号に規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、株式分割（同</p> </p>

時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。) 又は株式無償割当て(上場株券等に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限り、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。以下このhにおいて同じ。)をした場合であって、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、直前の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株券等のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより1単位以上の株券等を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、2,000人以上となる場合には、決議の時(審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が2,000人以上となったものとして取り扱うものとする。

- i 規程第311条第1項第1号に規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このiにおいて同じ。)をした場合であって、当取引所の定

時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。) 又は株式無償割当て(上場株券等に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限り、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。以下このhにおいて同じ。)をした場合であって、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、直前の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株券等のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより1単位以上の株券等を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、2,000人以上となる場合には、決議の時(審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が2,000人以上となったものとして取り扱うものとする。

- i 規程第311条第1項第1号に規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このiにおいて同じ。)をした場合であって、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、直前の基準日等の株主

める事項を記載した書類を提出したときは、直前の基準日等の株主数に当該基準日等における 1 単位未満の株券等のみを所有する株主のうち当該単元株式数の変更により 1 単位以上の株券等を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、2,000 人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が 2,000 人以上となったものとして取り扱うものとする。

j (略)

(2) (略)

2～5 (略)

(会社情報の開示の取扱い)

第402条の2 (略)

2 規程第402条第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次の各号に掲げる内容を含めるものとする。

(1) (略)

(2) 次のa及びbに掲げる事項（bに掲げる事項については、当取引所が必要と認める場合に限る。）

a (略)

b 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見等

(開示を要する決定事実に係る書類の提出)

第417条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手続に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあっては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。）

数に当該基準日等における 1 単位未満の株券等のみを所有する株主のうち当該単元株式数の変更により 1 単位以上の株券等を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、2,000 人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が 2,000 人以上となったものとして取り扱うものとする。

j (略)

(2) (略)

2～5 (略)

(会社情報の開示の取扱い)

第402条の2 (略)

2 規程第402条第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次の各号に掲げる内容を含めるものとする。

(1) (略)

(2) 次のa及びbに掲げる事項（bに掲げる事項については、当取引所が必要と認める場合に限る。）

a (略)

b 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等

(開示を要する決定事実に係る書類の提出)

第417条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手続に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行った場合には、当該各

をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第2編第4章第2節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適當と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) ~ (3) の 2 (略)

(4) 規程第402条第1号gに掲げる事項
次のa及びbに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、aに掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、bに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a 株式の分割又は併合日程表 確定後直ちに

b 株式の併合(会社法第182条の2第1項に規定する株式の併合に限る。)を行う場合においては、次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 会社法第182条の2第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し 同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(b) 会社法第182条の6第1項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し 株式の併合の効力発生日以後速やかに

(5) ~ (17) (略)

(18) 規程第402条第1号apに掲げる事項

全部取得条項付種類株式の全部の取得により上場内国株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、次のa及びbに掲げる書類。この場合において、上場会社は、aに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a 会社法第171条の2第1項に規定す

号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第2編第4章第2節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適當と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) ~ (3) の 2 (略)

(4) 規程第402条第1号gに掲げる事項
株式の分割又は併合日程表 確定後直ちに

(5) ~ (17) (略)

(新設)

る書面（法定事前開示書類）の写し 同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

b 当回事社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、取得対価に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

(19) 規程第402条第1号a～qに掲げる事項

次のa及びbに掲げる書類。ただし、bに掲げる書類の提出については、株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。）に係る承認の場合に限るものとし、上場外国会社については、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、aに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a 会社法第179条の5第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し 同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

b 当回事社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、売渡対価に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

(株主に発送する書類の提出)

第420条 上場内国会社は、株主に対して株主総会招集通知書及びその添付書類を発送する場合（会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によって株主に対して提供したものとみなされる場合を含む。以下の項において同じ。）には、発送する書類をその発送日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、上場内国会社は、当該書類の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(新設)

(株主に発送する書類の提出)

第420条 上場内国会社は、株主に対して株主総会招集通知書及びその添付書類を発送する場合には、発送する書類をその発送日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、上場内国会社は、当該書類の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2・3 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2~6 (略)

7 規程第601条第1項第8号に規定する事業活動の停止の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第601条第1項第8号に規定するこれに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他上場会社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当取引所が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a (略)

b 上場会社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c (略)

8~12 (略)

13 規程第601条第1項第15号に該当する日は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 前号以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあ

2・3 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2~6 (略)

7 規程第601条第1項第8号に規定する事業活動の停止の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第601条第1項第8号に規定するこれに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他上場会社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当取引所が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a (略)

b 上場会社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c (略)

8~12 (略)

13 規程第601条第1項第15号に該当する日は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 前号以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受

<p>っては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)</p>	<p>けた日)</p>
<p>14・15 (略)</p>	<p>14・15 (略)</p>
<p>16 規程第601条第1項第18号の2に該当する日は、上場会社から、株式等売渡請求にして承認した旨の書面による報告を受けた日とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>17 (略)</p>	<p>16 (略)</p>
<p>(上場廃止日の取扱い)</p>	<p>(上場廃止日の取扱い)</p>
<p>第604条 規程第609条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第604条 規程第609条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p>
<p>(6)の2 規程第601条第1項第18号の2 (規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)に該当する上場株券等</p>	<p>(新設)</p>
<p>株式の取得がその効力を生ずる日の3日前 (休業日を除外する。) の日</p>	<p></p>
<p>(7)～(10) (略)</p>	<p>(7)～(10) (略)</p>
<p>(監理銘柄の指定の取扱い)</p>	<p>(監理銘柄の指定の取扱い)</p>
<p>第605条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第610条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第12号の2、第12号の3、第14号、第14号の3、第15号、第21号の3又は第22号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</p>	<p>第605条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第610条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第12号の2、第12号の3、第14号、第14号の3、第15号、第21号の2又は第22号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</p>
<p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(1)～(10) (略)</p>
<p>(11) 上場会社が第601条第7項第2号bに規定する合併に関する取締役会の決議 (監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつ</p>	<p>(11) 上場会社が第601条第7項第2号bに規定する合併に関する取締役会の決議 (委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)を行ったとき、又は上場会社が合</p>

ては、執行役の決定を含む。)を行ったとき、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合(第601条第6項第2号bの規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する取締役会の決議を行ったとき若しくは上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議によらずに解散する場合において規程第601条第1項第8号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認めるとき

(12)～(14) (略)

(14)の2 規程第501条第1項の規定による特設注意市場銘柄の指定後1年6か月が経過した場合

(14)の3～(17) (略)

(18) 上場会社が第601条第13項第2号に規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会の決議(監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)を行った場合

(19)～(21) (略)

(21)の2 上場会社が規程第402条第2号nの2前段に規定する開示を行ったとき又はそれに準ずる発表等を行ったとき

(21)の3 (略)

(22)～(26) (略)

2～4 (略)

(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)

第813条 規程第815条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合(第601条第6項第2号bの規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する取締役会の決議を行ったとき若しくは上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議によらずに解散する場合において規程第601条第1項第8号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認めるとき

(12)～(14) (略)

(14)の2 規定第501条第1項の規定による特設注意市場銘柄の指定後1年6か月が経過した場合

(14)の3～(17) (略)

(18) 上場会社が第601条第13項第2号に規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)を行った場合

(19)～(21) (略)

(新設)

(21)の2 (略)

(22)～(26) (略)

2～4 (略)

(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)

第813条 規程第815条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

(4) 当該優先証券の発行者の設立、当該優先証券の発行及び前号に規定する保証について決議した対象親法人の取締役会の議事録の写し（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。）その他これらの事項について所要の手続きがとられたことを証する書面

(5)～(7) (略)

2 (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第916条 規程第921条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合は、取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては執行役の決定を含む。）があった旨及び株主総会の決議を行わないこととなつた旨について書面による報告を受けた日）とする。

2 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1230条 (略)

2 上場投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行つた場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1213条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場投資法人は、第1号bに掲げる書類並びに第2号cに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、b及びd並びに第4号bに規定する書類を当取引所

(4) 当該優先証券の発行者の設立、当該優先証券の発行及び前号に規定する保証について決議した対象親法人の取締役会の議事録の写し（委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。）その他これらの事項について所要の手続きがとられたことを証する書面

(5)～(7) (略)

2 (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第916条 規程第921条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合は、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては執行役の決定を含む。）があった旨及び株主総会の決議を行わないこととなつた旨について書面による報告を受けた日）とする。

2 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1230条 (略)

2 上場投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行つた場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1213条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場投資法人は、第2号cに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、b及びd並びに第4号bに規定する書類を当取引所

b に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 規程第 1213 条第 2 項第 1 号 a の

(a) に掲げる事項

次の a 及び b に掲げるところにより行う。

a 投資口の併合又は分割日程表について、確定後直ちに

b 投資口の併合（投資信託法第 81 条の 2 第 2 項において準用する会社法第 182 条の 2 第 1 項に規定するものに限る。）を行う場合においては、前 a に定めるほか、次の (a) 及び (b) に定めるところにより行うものとする。

(a) 投資信託法第 81 条の 2 第 2 項において準用する会社法第 182 条の 2 第 1 項に規定する書面（法定事前開示書類）の写しについて、同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(b) 投資信託法第 81 条の 2 第 2 項において準用する会社法第 182 条の 6 第 1 項に規定する書面（法定事後開示書類）の写しについて、投資口の併合の効力発生日以後速やかに

(2) ~ (7) (略)

3 ~ 6 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第 1327 条 (略)

2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第 1312 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、第 1 号 b に

が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 規程第 1213 条第 2 項第 1 号 a の

(a) に掲げる事項

投資口の併合又は分割日程表について、確定後直ちに

(2) ~ (7) (略)

3 ~ 6 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第 1327 条 (略)

2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第 1312 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、第 2 号 c に

掲げる書類並びに第2号cに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、b及びd並びに第4号b並びに第9号aに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 規程第1312条第2項第1号aに掲げる事項について決定を行った場合

次のa及びbに掲げるところにより行う。

a 投資口の併合又は分割日程表について、確定後直ちに

b 投資口の併合（投資信託法第81条の2第2項において準用する会社法第182条の2第1項に規定するものに限る。）を行う場合においては、前aに定めるほか、次の（a）及び（b）に定めるところにより行うものとする。

(a) 投資信託法第81条の2第2項において準用する会社法第182条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写しについて、同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(b) 投資信託法第81条の2第2項において準用する会社法第182条の6第1項に規定する書面（法定事後開示書類）の写しについて、投資口の併合の効力発生日以後速やかに

(2)～(11) (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、b及びd並びに第4号b並びに第9号aに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 規程第1312条第2項第1号aに掲げる事項について決定を行った場合

投資口の併合又は分割日程表について、確定後直ちに

(2)～(11) (略)

3 (略)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(会社情報の開示の取扱い)	(会社情報の開示の取扱い)
第110条 (略)	第110条 (略)
2 特例第118条第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次の各号に掲げる内容を含めるものとする。	2 特例第118条第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次の各号に掲げる内容を含めるものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 次のa及びbに掲げる事項 (bに掲げる事項については、当取引所が必要と認める場合に限る。)	(2) 次のa及びbに掲げる事項 (bに掲げる事項については、当取引所が必要と認める場合に限る。)
a (略)	a (略)
b 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、 監査等委員会又は監査委員会の意見等	b 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等
(3) • (4) (略)	(3) • (4) (略)
付 則	
この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。	

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>II 株券等の新規上場審査〔本則市場〕</p> <p>(内国会社における企業経営の健全性)</p> <p>3. 新規上場申請者が内国会社である場合には、規程第207条第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（3）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請者の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）。以下同じ。）の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査等委員又は監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>II 株券等の新規上場審査〔本則市場〕</p> <p>(内国会社における企業経営の健全性)</p> <p>3. 新規上場申請者が内国会社である場合には、規程第207条第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（3）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請者の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）。以下同じ。）の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>III 株券等の新規上場審査〔マザーズ〕</p> <p>(企業経営の健全性)</p> <p>3. 新規上場申請者が内国会社である場合には、規程第214条第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（3）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p>	<p>III 株券等の新規上場審査〔マザーズ〕</p> <p>(企業経営の健全性)</p> <p>3. 新規上場申請者が内国会社である場合には、規程第214条第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（3）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p>

(1) (略)

(2) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査等委員又は監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(3) (略)

IIIの2 株券等の新規上場審査 [スタンダード]

(健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立)

3. 新規上場申請者が内国会社である場合には、規程第216条の5第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) (略)

(2) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査等委員又は監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(3)～(6) (略)

IIIの3 株券等の新規上場審査 [グロース]

(1) (略)

(2) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(3) (略)

IIIの2 株券等の新規上場審査 [スタンダード]

(健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立)

3. 新規上場申請者が内国会社である場合には、規程第216条の5第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) (略)

(2) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査等委員又は監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(3)～(6) (略)

IIIの3 株券等の新規上場審査 [グロース]

(成長の段階に応じた健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立)

3. 新規上場申請者が内国会社である場合には、規程第216条の8第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（6）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

（1）（略）

（2）新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものとの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査等委員又は監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

（3）～（6）（略）

(成長の段階に応じた健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立)

3. 新規上場申請者が内国会社である場合には、規程第216条の8第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（6）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

（1）（略）

（2）新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものとの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

（3）～（6）（略）

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>III 実効性の確保に係る審査</p> <p>(企業行動規範違反に対する措置)</p> <p>5. 上場会社が規程第4章第4節第1款の規定に違反した場合における規程第508条第1項の規定に基づく公表及び規程第509条の規定に基づく上場契約違約金の徴求の要否の判断は、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して当取引所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 規程第436条の2の規定</p> <p>施行規則第436条の2の規定に基づき上場内国株券の発行者が独立役員として届け出る者が、次のaから<u>d</u>までのいずれかに該当している場合におけるその状況</p> <p>(削る)</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> (略)</p> <p><u>c</u> 最近において次の(a)から(c)までのいずれかに該当していた者</p> <p><u>(a)</u> <u>a又はbに掲げる者</u></p> <p><u>(b)</u> <u>当該会社の親会社の業務執行者(業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。)</u></p> <p><u>(c)</u> <u>当該会社の兄弟会社の業務執行者</u></p>	<p>III 実効性の確保に係る審査</p> <p>(企業行動規範違反に対する措置)</p> <p>5. 上場会社が規程第4章第4節第1款の規定に違反した場合における規程第508条第1項の規定に基づく公表及び規程第509条の規定に基づく上場契約違約金の徴求の要否の判断は、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して当取引所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 規程第436条の2の規定</p> <p>施行規則第436条の2の規定に基づき上場内国株券の発行者が独立役員として届け出る者が、次のaから<u>e</u>までのいずれかに該当している場合におけるその状況</p> <p><u>a</u> <u>当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者</u></p> <p><u>b</u> (略)</p> <p><u>c</u> (略)</p> <p><u>d</u> 最近において<u>aから前cまでに該当していた者</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>d</u> 次の（a）から<u>(f)</u>までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者</p> <p>（a） aから<u>前c</u>までに掲げる者</p> <p>（b） <u>当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）</u></p>
<p>（c） <u>当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）</u></p>
<p>（d） <u>当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）</u></p>
<p>（e） <u>当該会社の兄弟会社の業務執行者</u></p>
<p>（f） <u>最近において（b）、（c）又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役）に該当していた者</u></p>
<p>（3）の3 規程第439条の規定</p> <p>会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備状況及び運用状況並びに金融商品市場に対する投資者の信頼の毀損の状況</p>
<p>（4）～（8） （略）</p>

<p><u>e</u> 次の（a）から<u>(c)</u>までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者</p> <p>（a） aから<u>前d</u>までに掲げる者</p> <p>（新設）</p>
<p>（b） <u>当該会社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）を含む。）</u></p>
<p>（新設）</p>
<p>（c） <u>最近において前（b）に該当していた者</u></p>
<p>（3）の3 規程第439条の規定</p> <p>会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備状況及び運用状況並びに金融商品市場に対する投資者の信頼の毀損の状況</p>
<p>（4）～（8） （略）</p>

付 則

- この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）附則第4条の規定により社外取締役又は社外監査役の要件

に関する経過措置が適用される場合には、Ⅲ 5.
(3) の 3 の改正規定を除き、なお従前の例によ
る。